

## 遺言信託の費用

報酬規定（各金額および料率は、消費税等相当額抜きの表示）		
	Aコース(当初手数料 20万円)	Bコース(当初手数料 70万円)
当初手数料	20万円	70万円
遺言保管手数料	無料	
遺言変更手数料	10万円	
遺言執行報酬	<b>&lt;遺言執行を完了したときの報酬&gt;</b> (以下、「遺言執行完了時の報酬」という。)	
	次の「1. 財産比例報酬額((1)または(2)記載の各料率を乗じて算出された合計額)」に「2. 人数加算報酬額」を加えた額。ただし、最低額を100万円とします。	次の「1. 財産比例報酬額((1)または(2)記載の各料率を乗じて算出された合計額)」に「2. 人数加算報酬額」を加えた額から60万円を減額した額。ただし、最低額を30万円とします。
	<b>1. 財産比例報酬額</b> 当行の遺言執行対象財産のうち、次の区分に従い、相続開始日における相続税法および財産評価基本通達による相続税評価額(租税特別措置法等による課税価格の評価減を行う前の評価額とする。)に次の各料率を乗じて得た金額の合計額(相続税の申告がない場合は契約書に基づく金額の合計額) (1) 当行、GMO あおぞらネット銀行株式会社およびあおぞら証券株式会社を含むあおぞら銀行グループ金融機関における預金および同金融機関が取扱いもしくは保護預かりしている投資信託、有価証券、信託商品、保険契約に関する権利(個人年金保険を含む)等の価額の合計額に対して、1000分の1 (2) その他の当行の遺言執行対象財産に対して、 ① 1億円以下の部分                      1000分の17 ② 1億円超、3億円以下の部分      1000分の6 ③ 3億円超、10億円以下の部分      1000分の4 ④ 10億円超の部分                      1000分の2	
	<b>2. 人数加算報酬額</b> 相続人または受遺者の人数が5名を超えたとき、相続人または受遺者が1人増すごとに5万円	
	<b>&lt;遺言執行が途中で終了したときの報酬&gt;</b> 当行の遺言執行の遂行度合に応じて、次のいずれかの額	
1. 金融資産(お預かりしている遺言書に個別名称の記載のある金融機関における遺言者名義の金融資産)の残高証明書の受領完了前は、30万円 2. 上記1. 完了後、遺言執行対象財産の名義変更、解約および換金・受領等の相続手続に着手する前は、遺言執行完了時の報酬の50% 3. 上記2. の各相続手続のいずれかに着手した後は、遺言執行完了時の報酬の70%		
死後事務手数料(※1)	10万円	無料
遺言開示手数料(※1)	10万円	無料
遺産分割協議書 文書化手数料(※2)	(1)遺産分割協議の対象となる財産が1億円未満の場合:10万円 (2)遺産分割協議の対象となる財産が1億円以上の場合:20万円	

(※1)死後事務手数料および遺言開示手数料は、お客さまがAコースを選択し、当行が当該業務を実施後、遺言執行者へ就職しなかった場合に限りです。

(※2)遺産分割協議書文書化手数料は、当行が遺産分割協議内容の文書化したときに限りです。

### <遺言信託の費用に関するご注意事項>

- ・ 報酬規定の金額に別途消費税がかかります。
- ・ 記載した費用は、2019年10月1日現在のものです。金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、遺言信託の費用を見直すことがあります。

## 遺言信託の費用

### 報酬の計算例 (各金額は、消費税等相当額抜きの金額)

財産総額 2 億円のうち、あおぞら銀行等でお預かりしている財産が 5,000 万円で、相続人・受遺者が 3 人の場合

	A コース	B コース
I 当初手数料	200,000 円	700,000 円
II 遺言執行報酬額(①+②+③+④の合計額)	2,050,000 円	1,450,000 円
① 当行預り財産の部分(財産比例報酬額(1))	5,000 万円 × 0.1% =	50,000 円
② 上記①を除く 1 億円以下の部分(財産比例報酬額(2))	1 億円 × 1.7% =	1,700,000 円
③ 上記①②を除く 3 億円以下の部分(財産比例報酬額(2))	5,000 万円 × 0.6% =	300,000 円
④ 減額	—	-600,000 円
<b>I + II の合計額</b>	<b>2,250,000 円</b>	<b>2,150,000 円</b>

※ お申し込みのコースによって、相続人または受遺者の方にお支払いいただく報酬額が異なります。

※ 上記計算例は当行が遺言執行者に就職し、遺言執行を完了した場合のものです。遺言執行が途中で終了した場合の報酬額は異なります。また、手続内容に応じて別途手数料が必要となる場合があります。

※ 上記の金額に別途消費税がかかります。

### その他お客さまにご負担いただく費用

<b>I 遺言書の作成・書き換え時</b> ●遺言公正証書作成費用 ●戸籍謄本・登記事項証明書等の取り寄せ費用 等	<b>II 遺言執行手続時</b> ●戸籍謄本・登記事項証明書等の取り寄せ費用 ●不動産相続登記の名義変更費用および司法書士報酬 ●預貯金等残高証明書等発行手数料 ●相続税申告等にかかる税理士報酬 等
---	--

※ 税理士や司法書士等に、相続税の計算、登記に関する手続、戸籍謄本等の取り寄せ等をご依頼された場合等は、報酬規定に定められた費用の他に別途上記のような費用がかかります。

### ご参考 公証人手数料 (遺言公正証書作成時の手数料)

目的の価額	手数料
100 万円以下	5,000 円
100 万円を超え 200 万円以下	7,000 円
200 万円を超え 500 万円以下	11,000 円
500 万円を超え 1,000 万円以下	17,000 円
1,000 万円を超え 3,000 万円以下	23,000 円
3,000 万円を超え 5,000 万円以下	29,000 円
5,000 万円を超え 1 億円以下	43,000 円
1 億円を超え 3 億円以下	43,000 円に 5,000 万円を増すごとに 13,000 円を加算
3 億円を超え 10 億円以下	95,000 円に 5,000 万円を増すごとに 11,000 円を加算
10 億円を超える場合	249,000 円に 5,000 万円を増すごとに 8,000 円を加算

※ 目的の価額は遺言公正証書作成に着手した時の相続人・受遺者ごとに受取る財産の価額により、相続人・受遺者ごとに計算されます。ただし、目的の価額の合計が 1 億円までの場合は、遺言書 1 通につき 11,000 円加算されます。公証人に出張を求めた場合には割増料金になります。公正証書正本・謄本の作成手数料(公正証書の枚数 1 枚あたり 250 円)がかかります。くわしくは公証役場にご確認ください。